

■景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針(景観法第8条第2項第4号関係)

次のいずれかに該当する建造物(建築物及び工作物)または樹木で、道路その他の公共の場所から容易に見ることができ、所有者等から提案書が提出されたものについては所有者等の意見を聴いた上で、景観重要建造物または景観重要樹木として指定します。

- 地域を特徴づけているもの
- 周辺の良好な景観形成に寄与するもの
- 歴史的又は文化的な価値を持つもの
- 市民に親しまれているもの(市民等による維持管理が積極的かつ継続的に行われているもの)

■景観形成基準

地域特性を活かすためにこれまでのルールより以下の点を追加、変更しています。

対象	主な景観形成基準の追加、変更点
共通	・景観上重要な山々や丘陵、歴史的な遺産等に対する 主要な視点場からの眺望に配慮 すること。
建築物	・市街化調整区域内においては、高さは原則として 最低地盤面から13m以下 とすること。 ・歴史的街並みや集落又はこれらの地域及び歴史的な遺産の周辺にあっては、 原則勾配屋根 とすること。
工作物	・市街化調整区域内においては、高さは原則として 最低地盤面から20m以下 とすること。
屋外広告物	・葛城市奈良県屋外広告物条例施行規則の許可基準に準ずる。

周辺と調和した景観に誘導するための主な基準

眺望景観を保全するため、景観計画では様々な基準を設けています。主要事項として下記のような基準が挙げられます。



■共通

原則として前面道路から1m後退した配置とすること

眺望に配慮すること 落ち着いた色合いにすること

■建築物

伝統的素材に配慮すること 原則勾配屋根とすること

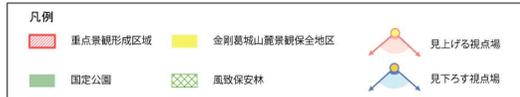
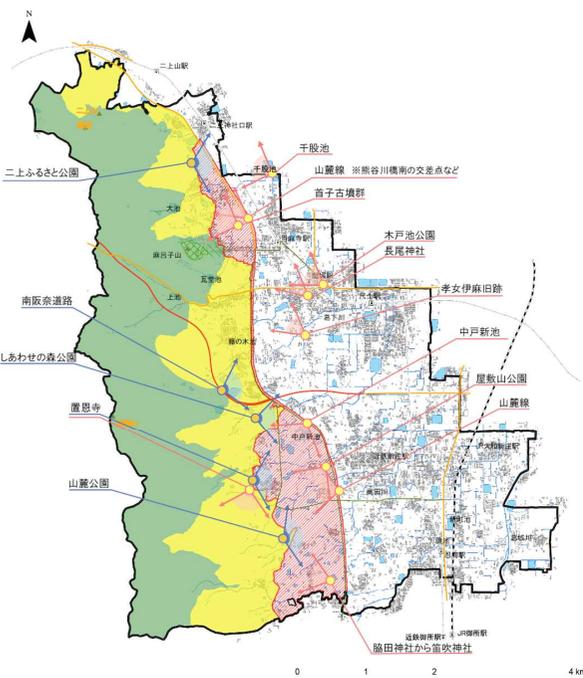
高さは13m以下とすること

※木材、石材、漆喰、土壁など、自然の色合いをそのまま使用しているもので、素材や色彩に人の手が加わっていないものを指します。着色したものやレンガなどは入りません。

■工作物

高さは20m以下を原則とすること

●二上山・葛城山地の主要な視点場



葛城市景観計画(概要版)

■基本的な理念

景観は、葛城市の歴史と文化を伝える様々な要素を持っています。この多彩で詩情あふれる景観を市民の大切な共有財産として大切に守り、育み、誇りと愛着をもって次世代に引き継いでいく必要があります。

二上山から葛城山へ連なる青垣の四季折々の景観や田園の景観、河川やため池などの水辺の景観、市街地の景観など、人々が自然との共生の中で作り上げてきた景観が残っています。基本理念は、葛城市がもつ市域全体に広がる多彩な景観の魅力を引き出し、輝きを感じるような景観づくりを推進していくことを表しています。今後は基本理念に基づき、葛城市の特色ある景観の創造に取組むとともに、人々に安心感を与え、郷土愛の溢れる景観まちづくりを市民・事業者・行政の協働によって推進し、葛城市らしい景観を次世代へと継承していきます。

青垣に見守られた豊かな歴史と自然に溢れるまち 葛城

■基本目標

(1) 葛城の山、川、ため池の豊かな自然景観を守り育て、次世代へ継承します。

山麓景観の保全、育成

葛城市の魅力となっている山麓景観のより一層の保全を進めていくとともに、官民協働による適切な維持管理の推進、山麓景観との調和を図った土地利用や建物デザインの誘導、視点場や遊歩道の整備などを行うなど、景観づくりに努めていきます。

緑の景観保全、再生、育成

緑の一体感を保全、形成していくため、山並みの季節ごとの色合いや古墳群の再生を図るとともに、適切な維持管理に努めます。また、自然景観に馴染む建物デザインや建物規模などの誘導を図り、緑を生かした景観づくりを進めていきます。

(2) 日々の暮らしの中で培われてきた人と自然が共生する景観を守り育て、次世代へ継承します。

集落景観の保全、育成

集落は、長い月日を人と自然が共生する中で作られた景観であり、生活景観を保全、育成をしていくため、身近な景観資源の掘り起こしをはじめ、ゆるやかなルールづくりなど、住民主体の景観づくりを支援します。

(3) 葛城の歴史・文化を伝える景観を守り育て、次世代へ継承します。

歴史資源周辺の景観の保全、育成

歴史資源がもつ景観や文化を守り、次世代に継承するため、歴史資源周辺の環境の保全、雰囲気を生かした街並み形成の誘導、歴史的事象の掘り起こしなど、ソフト、ハードの両面から景観づくりを進める方向で検討します。

地域の文化的景観の保全、継承、育成

地域の伝統行事などの人々の取組みによるソフト面の景観づくりを推進するための支援をします。

(4) 新たな魅力ある景観の創出を図り、次世代へ継承します。

中心市街地の顔づくり

街路樹の適切な維持管理や緑化の推進、快適な歩行者空間の整備、無電柱化や建築デザインの誘導等による洗練された街並みの形成を図り、新たな魅力ある景観創出に努めていきます。

潤いある生活空間の維持、形成

潤いのある生活空間の維持、形成を目指して、生活道路や公園等の生活基盤の充実を図り、落ち着いた色彩の街並みの形成など、景観の質の向上に向けた景観づくりを進めていきます。

■SDGsの取組みについて

「国連持続可能な開発サミット」においては「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、17の持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals:SDGs)と169のターゲットが盛り込まれ、2030年までの行動計画における重要な指針として位置付けられました。本計画においてもSDGsの理念に基づき景観の形成に取り組んでいきます。

SDGsの開発目標項目	葛城市景観形成での活動
11 住み続けられるまちづくりを	暮らしの根幹である河川やため池を持続的に保全し水源景観を守る
15 陸の豊かさも守ろう	景観を形成している山並みや河川、ため池などの自然系景観要素および田園や畑などの農村系景観要素を保全・活用する

重点景観形成区域の設定(景観法第8条第2項第1号関係)

これまでも葛城市にはいくつかの景観を守るための画一的なルールが設けられていましたが、地域特性を活かした景観とするため、今後は葛城市でルールの範囲を設定し、ルールを設け、管理していきます。

大規模な建築物等を誘導するための景観ルール

- ①奈良県景観計画(景観法)
- 自然景観を守るための景観ルール
- ②金剛生駒紀泉国定公園(自然公園法)
- ③金剛葛城山麓景観保全地区
- 奈良県自然環境保全条例
- 屋外広告物(看板)を誘導するための景観ルール
- ④奈良県屋外広告物条例
- ⑤葛城市奈良県屋外広告物条例施行規則

●景観計画施行前のルール



●景観計画施行後のルール

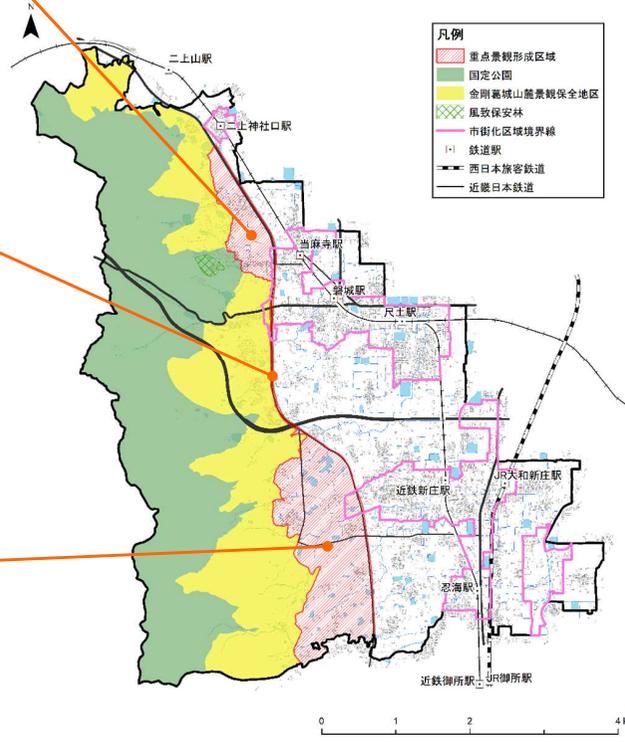
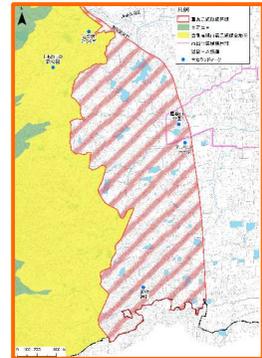
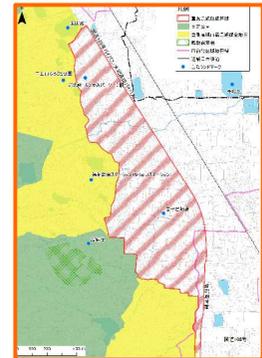


重点景観形成区域(二上山・葛城山地眺望地区)

区域設定は、北側の境界を加守地区米山池南側とし、南側の境界を御所市との行政区とし、その2つの境界と国道165号線及び県道御所香芝線(通称:山麓線)と接する点を起点終点とする範囲の道路境界から両側10m*とします。

加えて、上述の区域より西側の市域のうち、金剛葛城山麓景観保全地区又は金剛生駒紀泉国定公園の指定区域を除く区域も含めます。
※対象は山麓線に接道している敷地全体、若しくは接道していないが、山麓線の境界から10mの範囲に敷地が含まれる敷地全体を対象とします。

●二上山・葛城山地眺望地区



■届出の必要な行為(景観法第8条第2項第3号関係)

●建築物の届出対象

行為の種別	対象となる規模等	
	一般区域	重点景観形成区域
・新築・移転	地盤面*からの高さ 13m 、または建築面積 1,000㎡	地盤面からの高さ 10m 、または建築面積 500㎡
・増築又は改築	上記の規模を超える建築物において、行為に係る建築面積が 10㎡	
・外観の変更	上記の規模を超える建築物において、行為に係る面積が 10㎡	

*地盤面とは、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいいます。高低差が3mを超える場合は、3mごとの平均地盤面となります。

●工作物の届出対象

行為の種別	対象となる規模等	
	一般区域	重点景観形成区域
・新設 ・増築 ・改築 ・移転	① 高さ 15m ・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱 など	① 高さ 13m ・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱 など
	② 高さ 13m ・煙突、装飾塔、高架水槽、メリーゴーラウンド、観覧車 など	② 高さ 10m ・煙突、装飾塔、高架水槽、メリーゴーラウンド、観覧車 など
	③ 高さ 13m 、または築造面積 1,000㎡ ・コンクリートプラント、自動車庫庫、汚物処理場、ごみ焼却場 など	③ 高さ 10m 、または築造面積 500㎡ ・コンクリートプラント、自動車庫庫、汚物処理場、ごみ焼却場 など
	④ 建築物の上端から工作物の上端までの高さ 5m 、かつ地盤面から当該工作物の上端までの高さ 13m	④ 建築物の上端から工作物の上端までの高さ 5m 、かつ地盤面から当該工作物の上端までの高さ 10m
・増築又は改築	上記の規模を超える建築物において、行為に係る建築面積が 10㎡	
・外観の変更	上記の規模を超える建築物において、行為に係る面積が 10㎡	

●その他の届出対象

行為の種別	対象となる規模等	
	一般区域	重点景観形成区域
開発行為	行為地の面積 3,000㎡ 超、または行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが 5m かつ長さ 10m	行為地の面積 1,000㎡ 超、または行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが 2m かつ長さ 10m
土地の開墾、土石の採取、鉦物の掘採その他の土地の形質の変更	行為地の面積 3,000㎡ 、または行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが 5m かつ長さ 10m	行為地の面積 1,000㎡ 超、または行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが 2m かつ長さ 10m
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	行為地の面積 3,000㎡ 、または物件の堆積の高さが 3m	行為地の面積 1,000㎡ 、または物件の堆積の高さが 2m